



令和 5 年度 全国保育士会 事業計画

～子どもの現在と未来を支える保育の実現～

I 情勢認識および事業の大きな柱

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身共に健やかに育てられる存在です。保育士・保育教諭等は専門職としての自覚と誇りを持ち、どのような状況下においても高い専門性により子どもの最善の利益を保障するとともに、保護者支援に取り組んでいます。

国においては、令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」が創設され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策が進められます。また、妊娠期からの切れ目のない支援の重要性が増しているなか、令和 6 年 4 月施行の改正児童福祉法においては、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置を進めるとともに、気軽に相談できる地域の身近な相談機関の担い手として保育所・保育士等が想定される等、保育士・保育教諭等の専門性に大きな期待が寄せられています。子ども政策が大きな転換期にあるなか、我々も保育者の立場から果たすことのできる役割や、取り組みに必要な環境等を検討・提示することが必要です。

さらに、上記のような社会の変化に保育士・保育教諭が対応するにあたっては、我々が担っている保育の役割や専門性を社会に広く発信し、正しい理解を得る等、保育者が誇りややりがいを持ち、安心して働き続けられる環境構築につながる取り組みを併せて進めていかなければなりません。また、この取り組みは、保育者的人材確保・育成・定着に向けた側面も持ち合わせています。

こうした取り組みを進めるにあたっては、会員の活動を支える都道府県・指定都市組織の役割が大変重要です。本会としても、引き続き都道府県・指定都市組織に対する効果的な支援の在り方を検討し、組織力のさらなる強化を図ることが必要であると捉えています。

以上を踏まえ、令和 5 年度、本会は、全国保育士会倫理綱領と「全社協福祉ビジョン 2020 を踏まえた行動方針」にもとづき、すべての子どもの育ちを支える保育の実現のため、次の 4 つの柱に沿って、事業に取り組みます。

【保育士会事業の大きな柱】

1. 子どもが豊かに育つ質の高い保育の実現
2. 専門性の発揮できる環境構築
3. 乳幼児教育への理解促進
4. スカンボ[®]募金による保育士等支援

II 重点事業の概要

1. 社会の変化に対応した保育内容の実践

- わが国では、少子高齢化の急速な進展による人口減少や、核家族化や就業形態の変化等により、保育を取り巻く環境も大きく変化している。このような状況においても「子どもの最善の利益」を保障し続けるため、「保育所保育指針」に立ち返り、子どもの育ちに最適な保育内容に必要な要素等について特別委員会において「地域支援事業に向けた取り組み」と一体的に検討・整理を行う。

2. 地域支援事業に向けた取り組み

- 令和6年4月施行の改正児童福祉法も踏まえ、保育所・認定こども園が地域の子ども・子育て家庭支援の中核的な役割をこれまで以上に発揮すべく、保育者の専門性の観点から具体的に考えられる地域支援の内容や、多職種・多機関との連携も含めた取り組みの展開にあたって必要となる体制等について検討・整理を行う。具体的には、特別委員会において「社会の変化に対応した保育内容」と一体的に検討し、地域生活課題の解決に向けた取り組みを推進する。
- 地域支援の取り組みをより効果的に進めるにあたり、保育士・保育教諭等に必要なソーシャルワークの基礎的な知識・技術等について検討・整理を行う。

3. 保育士会組織の強化と支援体制の強化

- 「都道府県・指定都市保育士会組織に関する調査」（令和3年度）の結果と分析および令和4年度における検討を踏まえ、各県・市組織の課題対応や強化のための取り組みを実施し、全国保育士会の組織力の強化につなげる。また、各ブロックや各県・市組織、各園の取り組みや課題を共有するとともに、全国保育士会の取り組みについて周知する。
- 会員増に向けて、会員対象事業の実施とともに、会員名簿の更新や「保育士会だより」等の情報発信の強化等による全国保育士会の取り組み周知を通じて、会員の帰属意識のさらなる向上を図る。

4. 保育の専門性の発信

- 保育所保育指針に基づき保育士・保育教諭等が発揮している専門性や、社会の変化への対応に必要な要素等について、保育関係者はもとより、行政や地域社会に広く発信する。
- 保育現場から保育の専門性や保育の魅力、やりがいを発信するとともに、保育士・保育教諭等の仕事について、正しく理解できるような情報提供を行っていく。(インナーモチベーションの向上、広く社会への発信・周知)
- 保育の専門性や保育の魅力、やりがいを動画作成および配信を通じて発信し、新規会員加入の促進につなげる。

III 事業計画

1. 子どもが豊かに育つ質の高い保育の実現

(1) 「全国保育士会倫理綱領」の普及と理解の促進、理念に基づいた保育の質の向上と実践強化

- 全国保育士会倫理綱領の意義を伝えることで、その理念に基づいた質の高い保育の促進につなげる。
- 都道府県・指定都市保育士会における全国保育士会倫理綱領の普及の取り組みを促進する。

(2) 「保育士・保育教諭の研修体系」に基づく研修の提供

① 「保育士・保育教諭の研修体系」に基づく研修の提供

- 研修体系と照らし合わせながら各研修会を企画することで、体系化された研修内容と研修レベルで計画的な研修事業を実施する。

② 研修体系の活用の推進

- 各ブロックおよび都道府県・指定都市保育士会等の組織において、体系化された研修内容が企画・実施されるよう「保育士・保育教諭の研修体系」の頒布・周知を行う。
- 本会が実施する研修会のねらいや内容が「保育士・保育教諭の研修体系」に基づいたものであることを参加者に具体的に明示・周知する。

(3) 専門性の向上と生涯研修の実施

① 第 56 回全国保育士会研究大会の開催（静岡大会／令和 5 年 10 月 19 日(木)～20 日(金)予定）

- 保育制度や保育を取り巻く社会の状況の変化をふまえつつ、保育研究・協議等により保育実践を一層深める。

② 第 50 回全国保育士研修会の開催（西日本予定）

- 「保育士・保育教諭等の研修体系」に基づき、子ども・子育てをとりまく社会的課題に鑑みた、保育現場のニーズの高い研修内容を企画・実施する。

- ③ 第35期主任保育士・主幹保育教諭特別講座の実施（通年／東京都霞が関予定（集中講義））
- 主任保育士・主幹保育教諭および、リーダー的職員が講義の受講および実践研究をとおして、専門性や指導力を向上させる講座を実施する。
 - 本講座のさらなる発展・強化を図るため、中長期的な視点をもって本講座のあり方の検討を継続する。
- ④ 第18回「保育スーパーバイザー養成研修会」の開催（東京都霞が関予定）
- 主任保育士・主幹保育教諭特別講座のリカレント研修であることを踏まえつつ、社会情勢を勘案し、参加対象者に適切な研修内容を企画・実施する。
- ⑤ 都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナーの開催（令和6年2月／東京都霞が関予定）
- 保育をとりまく最新の現状、課題等について、講義・グループ討議等により情報を共有するとともに、課題等への対応方策を探るプログラムを企画実施する。
- ⑥ 「保育活動専門員」認定制度による専門性向上の推進
- 全保協と連携し、保育の現場ならびに地域におけるリーダーとして活躍する人材を育成することを目的として本制度を実施する。
 - 本制度を積極的に周知し、研修受講の促進につなげることで、保育の質の向上を図る。
- ⑦ 「保育の個別計画」の推進による保育の質の向上の取り組み
- 会員に向け、個別計画の取り組みを促進する。
- ⑧ 自己評価の推進および第三者評価事業を活用した保育の質の向上への取り組み
- 令和4年度に整理を行った自己評価および第三者評価事業を活用した事例の継続的な周知を行い、保育所・認定こども園等における取り組みの推進につなげる。
 - 「保育所における自己評価ガイドライン【改訂版】」の周知に取り組むとともに、積極的な活用を促進する。
 - 現場の保育士・保育教諭による「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いた保育の振り返りの取り組みを促進する。
 - 第三者評価事業を活用した保育の質の向上の推進に向けて、周知を図る。

（4）社会の変化に対応した保育内容の実践と発信

- わが国では、少子高齢化の急速な進展による人口減少や、核家族化や就業形態の変化等により、保育を取り巻く環境も大きく変化している。このような状況においても「子どもの最善の利益」を保障し続けるため、「保育所保育指針」に立ち返り、子どもの育ちに最適な保育内容に必要な要素等について特別委員会において「地域支援事業に向けた取り組み」と一体的に検討・整理を行う。（再掲）

（5）保育所・認定こども園等による食育の推進

① 食育の意義の周知

- 「子どもの育ちを支える食」（令和元年作成）をもとにした、対象者ごと（新任保育士、保護者、地域関係者）のパンフレットの周知・活用促進を行うとともに、そのパンフレットの解説動画を作成する。

- パンフレット「食べることは生きること」の活用により、自園調理の優位性を広く社会に向け発信する。
- 特区において継続されている公立保育所における3歳未満児の給食外部搬入について、国の構造改革特別区域推進本部の動きに引き続き注視し、必要に応じて、「子どもの育ちを支える食」を用いた意見書の提出など、状況に応じた活動につなげる。

② 全国保育士会食育推進ビジョンの普及

- 食育推進研修会において、本ビジョンの策定経緯等の説明を行い、周知ならびに活用促進を図る。
- 本会研修会や会議における唱和、研修会冊子等への掲載、各都道府県・指定都市組織ホームページへのビジョン掲載と活用などにより、全国的な周知と活用を促す。

③ 食育推進委員会および食育推進委員会運営委員会の開催

- 食育推進委員会を開催し、食育をめぐる動向やビジョン等の共有を行う。
- 食育推進研修会の企画、運営を行うとともに、子ども・子育てや食に関連する制度動向を注視し、意見書を提出するなどの、状況に応じた活動につなげる。

④ 食育推進研修会の開催

- 乳幼児の発達に即した食育や、アレルギー対応など、食育について理解を深めるとともに、職員が一体となって取り組む食育について学ぶ。

⑤ 第4次食育推進基本計画への対応

- 国の食育推進評価専門委員会に参画し、2021年度から計画期間となる第4次食育推進基本計画の策定後の評価に対し、保育現場の意見の反映に取り組む。

(6) 児童虐待防止および子どもの貧困対応等への取り組み

① 児童虐待防止と対応に向けた子どもおよび保護者支援の取り組み

- 「これって虐待？ 保育者向け児童虐待防止のための研修用ワークブック」を周知することにより、虐待の予防と早期発見につなげる。
- 「これって虐待？ 保育者向け児童虐待防止のための研修用ワークブック」の園内研修での活用に向け、全国保育士会や都道府県・指定都市保育士会において、本ワークブックによる研修方法を広め、ワークブックの活用を促進する。

② 保育所・認定こども園における人権擁護のための取り組み

- 「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を踏まえて令和4年度に行つた保育内容の専門性や留意点の検討について、学識者の協力を得るなど、更なる整理を進め、各保育所・認定こども園における性暴力防止の取り組みを促進を図る。
- 現場の保育士・保育教諭による「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いた保育の振り返りの取り組みを促進する。(再掲)

③ 児童虐待防止推進月間および児童虐待防止オレンジリボン運動への協力

- 児童虐待防止推進月間、オレンジリボン運動に協力し、児童虐待防止への意識啓発につとめる。

④ 子どもの貧困（貧困等の課題を抱える家庭）等への対応

- 「保育士・保育教諭として、子どもの貧困問題を考える」（改訂版）の周知等により、全国保育士会委員および都道府県・指定都市保育士会、また会員の子どもの貧困に対する意識向上および取り組みの推進を図る。

（7）配慮を要する子どもの保育と保護者支援

- 障害のある子どもや、外国籍、LGBT 等の配慮を要する子どもの保育と保護者支援に関する制度動向等に注視し、状況に応じて、委員ニュース等を通じた情報発信を行う。

（8）地域の子育て支援の推進

① 地域での生活を支える児童福祉施設等による子ども・子育て家庭支援の推進

② 社会的養護との連携による取り組みに向けた検討

- 子育て世代が安心して妊娠・出産、子育てができるような支援、環境整備に向けて、現状の課題と課題解決に向けた対応策を検討する委員会（全社協児童福祉部）に参画し、他の種別協議会や社会福祉協議会と連携して取り組みの推進に向けた検討を進める。

③ 地域支援事業に向けた取り組み

- 令和 6 年施行の改正児童福祉法も踏まえ、保育所・認定こども園が地域の子ども・子育て家庭支援の中核的な役割をこれまで以上に發揮すべく、保育者の専門性の観点から具体的に考えられる地域支援の内容や、多職種・多機関との連携も含めた取り組みの展開にあたって必要となる体制等について検討・整理を行う。具体的には、特別委員会において「社会の変化に対応した保育内容」と一体的に検討し、地域生活課題の解決に向けた取り組みを推進する。（再掲）
- 地域支援の取り組みをより効果的に進めるにあたり、保育士・保育教諭等に必要なソーシャルワークの基礎的な知識・技術等について検討・整理を行う。（再掲）

④ 「保育士がこたえる子育て Q&A」の充実と普及

- ホームページを通じて、保護者が子育てのなかで感じる不安や疑問に答えることで、家庭での子どもの豊かな育ちへつなげるとともに、保育士・保育教諭等の専門性に対する理解をすすめる。

（9）保育実践研究の推進、支援

① 改訂版「保育を高める実践研究の手引き」の活用と関係機関への発信

- 「保育を高める実践研究の手引き」をもとに、保育士が実践研究に取り組む意義等を解説することにより、各都道府県・指定都市組織における研究事業の取り組みを促進するとともに、保育士の実践研究の質の向上を図る。

② 「全国保育士会研究紀要」の刊行、活用の推進

- 『第 33 号全国保育士会研究紀要 2023』を刊行するとともに、全国保育士会における論文のあり方を基盤として、より質の高い実践研究発表となるよう執筆者を支援する。

③ 研究奨励費助成の実施

- ・ 第56回全国保育士会研究大会で発表する都道府県・指定都市組織（16組織）に対し、「研究奨励費」の助成を実施する。

④ 「保育研究」の推進（学会発表助成の実施）

- ・ 自発的な実践研究を促進し、知識の研鑽や自らの保育の振り返りにつなげることを目的として、学会発表助成を実施する。
- ・ 自発的な実践研究のさらなる促進のために、より効果的な支援方法の検討を行う。

2. 専門性の發揮できる環境構築

（1）保育制度改革等への対応

① 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にもとづく保育実践の推進

- ・ 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にもとづく「子ども主体」の保育の実践と、子どもが豊かに育つ保育所・認定こども園および地域の保育環境の構築に取り組む。

② 地域全体で受け止める支援体制づくりへの参画と、多様な保育・子育てニーズに対する積極的な関与

- ・ 地域のすべての子ども・子育て世帯の身近な相談先としての機能を果たしていくために必要なことを整理し、取り組みの推進を図る。
- ・ 特例措置による幼稚園教諭免許取得や保育教諭として働くための幼稚園教諭免許更新手続きを促進する。
- ・ 地域における公益的な取り組みに関する周知を行う。
- ・ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」および「保育所における医療的ケア児の受け入れ方に関する調査研究」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）によるガイドライン等を踏まえ、医療的ケア児の保育に対する会員の理解を深める。

（2）保育士・保育教諭の人材確保、養成、定着

① 保育士・保育教諭の人材確保、養成、定着の推進

- ・ 人材の確保と定着につなげるため、保育士・保育教諭の待遇改善および働き続けられる職場づくり、また、保育実習生の受け入れ体制づくり等について検討するとともに、委員ニュース等を通して情報の提供を行う。

② 次世代への保育の仕事の理解促進

- ・ 保育現場から保育の魅力ややりがいを発信するとともに、保育士・保育教諭の仕事について、正しく理解できるような情報提供を行っていく。（インナーモチベーションの向上、広く社会への発信・周知）

③ 保育士資格の社会的位置付けや保育士の専門性の向上

- ・ 保育士・保育教諭の専門性や社会的な位置付けを明確にすることにより、関係者の理解促進や、働く職員の意欲の向上や待遇改善等につなげる。

④ 保育士・保育教諭のキャリアアップの確立

- ・ 本会の「保育士・保育教諭が誇りとやりがいを持って働き続けられる、新たなキャリアアップの道筋について」（保育士等のキャリアアップ検討特別委員会 報告書）を踏まえて策定している「保育士・保育教諭の研修体系」にもとづく研修を推進し、保育所・認定こども園等で働く保育士・保育教諭のキャリアアップに向けた支援に取り組む。

(3) 組織強化の推進

① 保育士会組織の強化と支援体制の強化

- ・ 令和3年度実施の「都道府県・指定都市保育士会組織に関する調査」の結果と分析を踏まえ、各県・市組織の課題対策や強化のための取り組みを実施し、全国保育士会の組織力の強化につなげる。また、各ブロックや各県・市組織、各園の取り組みや課題を共有とともに、全国保育士会の取り組みについて周知する。（再掲）
- ・ 全国保育士会委員を主な対象とした「委員マニュアル」や、本会の成り立ちや役割等を紹介した動画、「保育士会活動のしおり」等の周知・活用促進を行うことにより、保育士会活動の充実・強化を図る。
- ・ 研究大会の今後のあり方について、全国保育協議会と連携して検討を行う。

② 新規会員の獲得に向けた取り組み

- ・ 会員対象事業の実施とともに、会員名簿の更新や「保育士会だより」等の情報発信の強化、リーフレットを通じた全国保育士会の取り組み周知とともに、各県・市組織の組織力強化に向けた支援を行う。

③ 会員名簿更新の実施

- ・ 会員名簿の更新を実施するとともに、引き続き、会員名簿未提出組織に対して会員名簿提出の働きかけを行う。
- ・ 会員名簿により収集する情報の削減や、提出手順の一部見直しにより、都道府県・指定都市組織への事務負担の軽減を図る。

④ 永年勤続保育士等への感謝状の贈呈

- ・ 全国保育士会感謝状の贈呈を実施するとともに、受賞者名簿の作成および配布を行う。

⑤ 地域子育て支援を推進する保育者の支援

- ・ 「全国保育士会会員バッジ」の一層の普及を促進し、保育士・保育教諭に加え、栄養士、調理員等も含めたバッジの保持者が、保育をつかさどる専門職の集団であることを視覚的に地域や社会へ周知し、会員にとって組織への帰属意識を高めるツールとして拡充を図る。

⑥ 「令和5年度保育士会活動のしおり」の作成

(4) ブロック、都道府県・指定都市保育士会との連携推進

① 各種助成事業の実施（ブロック会長会議・リーダーセミナー助成、組織強化費の実施）

- ・ ブロック会長会議・リーダーセミナー助成を実施し、ブロックの保育士会活動を促進し、ブロック間の情報・課題の共有に努める。

② ブロック保育大会への協力

- 令和5年度に開催される、各ブロック保育大会に正副会長を派遣する。

③ 各ブロック保育士会との意見交換の実施

- 令和5年度に開催される、各ブロック保育大会の際に、都道府県・指定都市保育士会正副会長等と意見交換を実施する。

(5) 会員および保育関係者への情報発信

① 全国保育士会ホームページの充実

- 会員および保育関係者への情報提供や全国保育士会の事業、その成果、国の会議への参画状況等を掲載することで、本会の取り組みを会員・会員外へアピールする。
- 会員専用ページを充実させ、会員の帰属意識の向上につなげるとともに、会員外に対して本会活動の周知と理解促進につなげる。

② 「保育士会だより」による会員への情報提供（年6回／奇数月）

- 保育の質の向上につなげるため、最新の情報や会員が知りたい内容を提供する。
- 「保育士会だより」を一人ひとりが手にすることで、会員であることの帰属意識を高める内容を掲載する。

③ 「全国保育士会委員ニュース」の発行（随時）

- 全国保育士会委員や都道府県・指定都市保育士会事務局と本会の一体的な事業の推進につなげるため、制度動向や本会活動の取り組みについて迅速に情報提供する。

④ 『保育の友』の編集協力

- 『保育の友』と協力し、子どもを豊かに育むための保育の取り組みについて、関係者も含めて広く社会に発信する。
- 本会の広報活動の拡大につなげるため、『保育の友』の販売拡大に協力する。

3. 乳幼児教育への理解促進

(1) 保育（養護と教育）の専門性の明確化と発信の取り組み

① 「命を育み、学ぶ意欲を育てます。」ポスター掲出呼びかけ

- ポスターの活用により、保護者や地域社会に保育について発信する。

② 報告書「養護と教育が一体となった保育の言語化」の活用促進

- 報告書等の活用によって、保育者自身の、保育に対する理解の深まりを促進するとともに、社会・地域からの保育に対する理解の深まりの促進につなげる。

③ 「806の研究から厳選!! 保育実践における研究論文集」の活用促進

- 会員の保育実践に対する理解促進と、実践研究の推進に向けた周知を行う。

(2) 子どもの育ちの連続性を確保する小学校との連携強化

- パンフレット「子どもの育ちの連続性を確保するために～保育所・認定こども園から小学校への円滑な接続をめざして」等を通じて、小学校関係者の保育に対する理解促進および小学校との一層の連携強化に取り組む。

4. スカンボ募金による保育士等支援

(1) 全国保育士会被災地支援スカンボ募金の実施

- 全国保育士会被災地支援スカンボ募金により、被災地の保育士会活動を支援する「災害緊急支援金」による対応や、「全国保育士会被災地支援事業」(下記)を実施する。
 - ① 災害で失われた研修会資料の提供
 - ② 被災地における子育て支援の取り組みへの助成
 - ③ リフレッシュ研修開催助成
 - ④ 研修会参加費助成
 - ⑤ ①から④以外の活動助成（スカンボ募金趣旨にそった活動等が対象）

(2) 大規模自然災害発生への備え

- 大規模自然災害発生時・発生後の組織的な支援についての情報収集と共有を行う。
- 事例集「東日本大震災被災地における子どもの育ち」の周知を、全国保育士会ホームページや『保育の友』「ナウ・トピックス」等により行う。

5. 諸会議の開催

- 委員総会の開催（2回）
- 委員連絡会議の開催
- 事業及び会計監査の実施
- 常任委員会の開催（6回）
- 正副会長会議の開催（6回）
- 全保協・全国保育士会正副会長連絡会議の開催
- 総務部会の開催（3回）
- 制度・保育内容研究部会の開催（3回）
- 研修部会の開催（4回）
- 広報部会の開催（4回）
- 大会運営委員会の開催（4回）
- 研究紀要委員会の開催（2回）
- 全保協・全国保育士会研修担当連絡会議の開催
- 全保協・全国保育士会合同予算対策委員会の開催
- その他必要な会議の開催

6. 関係団体との連携推進

- (1) 全社協との連携促進
- (2) 全保協との連携促進
- (3) 全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会との連携促進
- (4) 福利厚生センターへの協力
- (5) 各種専門職団体等との連携促進
- (6) アジア児童福祉施設等への支援
- (7) 健やか親子 21 推進協議会への参画
- (8) 食育推進評価専門委員会への参画